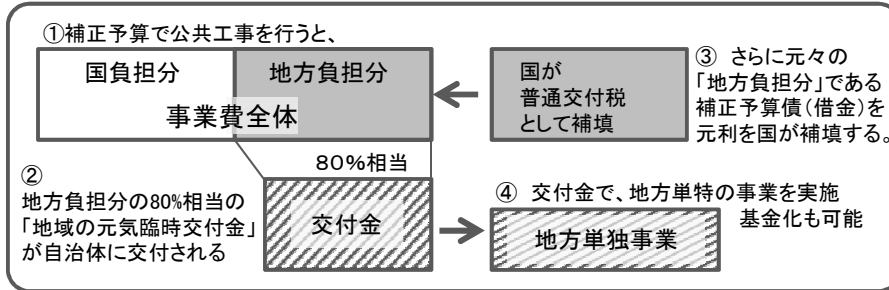


補正予算から生み出されるもの

3月の補正予算は例年になく大きな増額予算となっています。アベノミクスの3本の矢の2本目である財政出動の一つ「地域の元気臨時交付金」により自治体に公共工事のための財源が投下されるためです。この交付金は、細かい点を省略すると以下の方法で交付されます。

(①→④の順にご覧下さい)



つまり公共事業を**わずかな町負担**で実施しさらに**新たな町単独事業**を実施できるということです。町はこれを使って都市再生整備計画を前倒しで実施しようとしています。

確かに、町がわずかな負担で道路整備や備品購入ができることは町民としてはいいのですが、そもそも、国が町に提供するお金の財源は、国の借金です。つまり私たちが町民として負担する予定だった借金が、国民として負担する借金に変わった・・・というだけのことです。

では、せめて、④で行われる地方単独の事業に期待したいと思います。H25年度当初予算は骨格予算ですので、これからの補正予算の肉付けのなかに現れてくることになるでしょう。町民の想いとほど遠い「何のために？」という事業にならないようしっかりと確認したいと思います。

～ 市町村子ども・子育て支援事業計画 ～

子ども子育て支援3法 (H24.8公布、H27.4施行)

- 1.質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
 - 2.保育の量的拡大・確保
 - 3.地域の子ども・子育て支援の充実
- などが目的

施行後は、子育て支援の内容や方法に関する市町村の権限が飛躍的に増大することになります。それだけに、町民を交えた徹底した議論が必要となります。

- ・子ども・子育て支援給付
- ・給付対象施設・事業者
- ・地域子ども・子育て支援事業
- ・**子ども・子育て支援事業計画**
- ・費用負担
- ・**子ども・子育て会議** などについて定めている

市町村は策定義務を負う

ニーズ調査に基づき、「保育サービス等の**必要利用定員**と提供体制の確保の内容と実施時期」などを策定しなければならない

市町村は設置の努力義務を負う

子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事項等を審議する機関を置くことができる

これから2年間かけて策定する、町の子育て支援にとって大切な計画です。計画立案の**プロセスを注視し、出来ればそれに参画しましょう!!**

コミュニティ・スクール 第1号は護川小学校

H25年度から護川小学校は「学校運営協議会」を設置します。協議会には保護者や地域の校長や教育行政の担当が委員として参画し、学校運営方針の承認や教育活動についての意見を伝え、よりよい学校づくりに携わることになります。今後、他の学校にも展開されます。